

(別添1)

## 「香港ブックフェア2020」出展等業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「香港ブックフェア2020」出展等業務（以下「本件業務」という。）

### 2 出展目的

鳥取県との間に定期航空路を有する香港及びその周辺地域での「まんが王国とっとり」の認知度の向上及び本県への観光誘客促進を図る。

### 3 期日、場所

(1) 期日 令和2年7月15日(水)～7月21日(火) 7日間

(2) 場所 香港コンベンション&エキシビションセンター

※「ジャパンパビリオン」エリアにて出展

(3) その他、香港・周辺地域の旅行業者、関連団体等を訪問予定

### 4 出展、活動内容

ジャパンパビリオンにブース出展し、まんが王国ととりの認知度向上、観光誘客、県内周遊に繋げる。

(1) 鳥取県出身のまんが家（水木しげる、谷ロジロー、青山剛昌等）とその作品、ゆかりの施設（水木しげる記念館、青山剛昌ふるさと館等）をPR。

(2) まんが王国とっとり満喫周遊パス（以下「満喫パス」という。）の販売促進のためのPR。

※満喫パスで入館できる各施設（水木しげる記念館、とっとり花回廊、青山剛昌ふるさと館、鳥取二十世紀梨記念館なしっこ館、円形劇場くらしフィギュアミュージアム、鳥取砂丘砂の美術館）を活用したPRなど

(3) まんが王国とっとり国際マンガコンテストの応募促進のためのPR。

(4) SNSなどを活用したPR及び来場者参加型イベント。

(5) その他、販促ツール、パンフレット配布、アンケート等によるPR、情報収集など。

(6) 会場内特設ステージでのイベント。

(7) 満喫パスの販売促進のためのセールスコール。

### 5 業務内容

#### (1) ジャパンパビリオンへのブース出展・運営

ア ブースは特別標準ブース（15㎡）以上とする。出展費用は委託料に含める。

イ 展示物（パネル、タペストリー等）・販促ツールの制作、設営、撤去、その他調整。

ウ チラシ、パンフレット、展示物、物品等の香港への輸送、会場への搬出入、鳥取県への返送。

※香港への輸送は約350kg、鳥取県への返送は約50kgを想定

エ 集客促進のための演出、来場者参加型イベントの実施。

オ メディアを活用したPR、イベント出展の告知等。

カ 販促ツール、チラシ、パンフレット等の来場者への配布。

- キ 来場者からの質問、相談への対応。必要な情報を確認するためのパソコン等の設置。
- ク ブース運営に必要な通訳（日本語、広東語、英語）、スタッフの配置。
- ケ ブースの設営、運営等に係る全ての業務を総括する責任者を現場に常駐させ、本県担当者との窓口とすること。
- コ その他、上記業務に付随する業務。

## （２）その他のイベント

- ア ジャパンパビリオンと同階に設置されるイベントステージを活用した鳥取県PRイベントの実施。
- イ 他団体との連携イベントを実施する等、来場者の目を引く演出を取り入れることが望ましい。
- ウ その他、上記業務に付随する業務

## （３）セールスコールの実施

- ア 香港ブックフェアの期間中（期間後２日間程度も想定）、鳥取県が満喫パスの販売促進等のためのセールスコールを実施する際の旅行者等との調整、アテンド、通訳の確保等。
  - ※訪問者数は４社程度を想定
  - ※移動に要する経費は委託料に含める
  - ※移動は公共交通機関でも良いが、基本的にはタクシー等の専用車の手配が望ましい
- イ セールスコール実施前に、鳥取県に対して必要な情報等の準備、現地観光トレンド等のアドバイスをを行う。
- ウ 現地旅行者に対し、鳥取県の観光情報を提供する等のサポートを行う。
- エ その他、上記業務に付随する業務。

## （４）その他

- ア 催事主催者との連絡調整。
- イ 本件業務に係る小学館集英社プロダクションへの著作権監修協議は、県が一括して実施する。
  - ※水木しげる・谷ロジロー・青山剛昌作品に限る

## ６ 委託料に係る特記事項

- （１）ブース出展費用は委託料に含む。保証金、予約金等の出展に付随する費用が発生する場合はその費用も委託料に含む。
- （２）セールスコールの際の移動に要する経費は委託料に含める。
- （３）本件業務に係る著作権使用料は委託料に含まず、県が一括して負担する。
  - ※水木しげる、谷ロジロー、青山剛昌作品に限る

## ７ イベントで使用できる着ぐるみ

鳥取県と株式会社小学館集英社プロダクション（以下「小プロ」という。）が締結している契約に基づき、鳥取県は鬼太郎、コナンの着ぐるみを貸与されている。着ぐるみは次の事項を順守した上で本イベントに使用できる。

### （１）基本事項

- ア 鳥取県・まんが王国とっつりの知名度向上、観光客誘客等を目的とした活動に使用するものであり、特定の企業・商品等の販促活動等に使用することはできない。
- イ 小プロの監修協議を受けたものでなければ使用できない。
  - ※５（４）イにより、監修協議は鳥取県が行う

- ウ 着ぐるみの演者はプロ又はそれ相応の技術・経験を有していなければならない。
- エ 着ぐるみの演者の他にアテンド職員を付け、誘導、周辺環境への目配りが必要。
- オ 着ぐるみの着替え場所が必要。四方が壁等で囲まれ、十分な広さを確保する必要がある。
- カ 1回の稼働時間は30分以内かつ1日の稼働回数は4回まで。稼働間には原則60分の休憩が必要。

(2) 鬼太郎

- ア 演者は、身長160cmから170cmとすること。
- イ 作品の世界観・イメージを損なわないアクションを心がけること。
- ウ 鬼太郎はクールでおとなしいキャラ設定だが、来場客に手を振るなどのアクションは必要。

(3) コナン

- ア 演者は、身長148cmから158cmの女性とすること。
- イ 作品の世界観・イメージを損なわないアクションを心がけること。
- ウ コナンは小学1年生の姿だが、実際は高校生の男の子。男の子らしいリアクションを心がけること。
- エ 通常は片手をポケットに入れ少しくールな印象だが、来場客に手を振るなど小学生らしい元気なリアクションをすること。

## 8 契約期間

契約締結日から令和2年11月30日まで

## 9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本件業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、第三者に委託することができる。

(2) 守秘義務

本件業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も、また同様とする。

(3) 所有権及び著作権、肖像権について

- ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- イ 本件業務に関する所有権及び著作権は、原則として全て鳥取県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、鳥取県は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
- ウ 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 10 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、鳥取県と連絡を密にし、各段階で鳥取県と協議しなければならない。
- (2) 本件イベントの実施運営に関する最終的な結果報告（実施結果、来場人数等の報告を含む。）を行うものとする。